

【論 文】

ICT がリプロダクティブ・ヘルス／ライツに与える影響

— ドイツにおける妊娠中絶をめぐる法改正と女性運動の考察から —

The Impact of ICT on Reproductive Health and Rights:
A Study of the Law Reform on Abortion and the Women's Movement in
Germany佐野 敦子*
SANO Atsuko

【要旨】

ドイツで 2018 年に妊娠中絶に関する法律が一部改正され、それをきっかけに妊娠中絶法制全体の見直しを求める運動が活発化している。はじめはある女性医師が自身の診療所の HP に中絶に関する記載を行い、罰金が科されたことであった。刑法 219a 条 (§ 219a StGB、以下 219a と称す) で禁止されている医師による中絶の広告にあたるという理由である。だがその医師は、広告ではなく情報提供であると主張し、訴訟を起こした。そして、裁判の過程で妊娠中絶を巡る様々な課題や議論が展開・報道され、最終的には避妊ピルの若年層の適用年齢拡大や中絶に関する情報提供の改善を伴って法律が一部改正となった。だが、改正法はこの原稿を執筆時点で連邦憲法裁判所に合憲性を問うている段階にある。憲法判断如何では、「西の女性にとってはわずかな前進、東の女性にとっては大幅な後退（上野 1996：101）」であった統一時に制定された現在の妊娠中絶法制を根本的に見直す可能性もあり、同法の撤廃等を求める女性運動も活発化している。

本稿では今回の改正の経緯、及びこの流れを受けて活発化している中絶を巡る女性運動の最新の動向を可能な限り記載する。そして、ネットや ICT（情報通信技術）の影響をうけリプロダクティブ・ヘルス／ライツの議論がいかに変化しているかを考察する。

キーワード：ICT、女性運動、ドイツ、中絶、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

1. 妊娠中絶をめぐる議論

妊娠中絶を巡る議論は、非常にセンシティブといわざるを得ない。荻野は「人間社会

* 立教大学大学院 21 世紀社会デザイン研究科兼任講師・東京大学大学院情報学環特任研究員

における生殖というのは個人的な営みどころか、(中略)個々の女や男の意思を超えた公的なレベルにおいても、さまざまな利害や思惑が一致したり対立したりしてたがいにせめぎあう、きわめて政治的な権力闘争の場であり続けてきた」と概観している(荻野1994:6)。この表現は妊娠中絶においても非常に的を射ている。特に欧米においては、胎児の生命の尊重を掲げるプロ・ライフ(Pro Life)派と中絶の自由を求めるプロ・チョイス(Pro Choice)派の2つの対立軸があり⁽¹⁾、そこに様々な分野の議論や利害が絡んでいる、と捉えると議論の枠組みがつかみやすいかもしれない。例えば生命倫理や宗教面においては、胚や胎児をいつから生命とみなすかという認識等が問われ、ジェンダーとの関わりではリプロダクティブ・ヘルス/ライツ⁽²⁾等女性の人権を巡っての議論が展開される。政治の場では、妊娠中絶をいかに法で定義するかだけでなく、国会等で議論される時には、どのような場合にどんな理由で許容されるか、社会保険がどこまで金銭的な負担をするかという財政をも見越した発言になる可能性もある。

2. ドイツの妊娠中絶法制の変遷と女性運動の関わり

加えて、本稿で扱う中絶の広告禁止を定めた219aの改正を巡っては、診療所のウェブサイトは医師の広告か情報提供かというICT化に後押しされた法解釈の矛盾だけでなく、過去の経緯をふまえた見解や論点が提示されている。具体的には219aが1933年のナチズム時代に制定された法であること⁽³⁾、1970年代の218条の改正を求める運動「アクション218(Aktion-218)」や東西で異なっていた妊娠中絶法制を統一⁽⁴⁾した過程での論点も無視できないのである。戦後、女性運動の影響を強く受けて妊娠中絶法制が改正に至ったのは、西独時代を含めてこれまで2回あった。今回の219aの改正も含めて、女性運動との関連で戦後の妊娠中絶法制の変遷をとらえると表の概略となる。

表 女性運動との関連でみる戦後のドイツの妊娠中絶法制の変遷

	西 独	東 独
戦後	ソ連占領地域で大量の強姦が発生し、妊娠中絶が暫定的に事実上合法に。だが、両国が建国された1949年以降、社会・家族の立て直し、出生率の上昇を目的に再び強化。	
	ピルの普及で避妊による産児制限は普及したが、妊娠中絶は依然として厳しく制限	妊娠中絶が条件付きで合法化。但し、子どもが3人以下 ⁽⁵⁾ 、出産適齢期にある女性は対象から除外。
1970年代	女性解放を推進する運動が活発化。1971年の雑誌『Stern』の表紙「私たちは中絶した」が関心を集める。アクション218として、署名や妊娠中絶が可能なオランダへのバスツアー等の活動を行い、妊娠中絶の合法化への支持を集める。 1976年中絶を行う医師以外の医学カウンセリングと認可を受けた相談所での社会的カウンセリングを受けた場合のみ、12週までの中絶が可能に。但し、カウンセリングから3日間の留保期間をおくことを義務付ける。	労働運動の要求のひとつとして、すでに1950年代から合法化を求める声が高まっていた。1971年のホーネッカーの第一書記への就任を機に、一気に議論が加速。 1972年 12週までの自由意思による中絶の合法化が大差で可決。全額保険適用。18歳以下は親権者の承諾要。 背景に、女性の労働力確保政策、西独での中絶自由化の動向への対抗、1972年にポーランドへのビザなし渡航が可能となり、同国への「中絶ツアー」が激増するのを恐れたことがある。

1990年代	統一条約にのっとり、1992年までに両国で異なる妊娠中絶法制を統一することを目指す。最終的に憲法裁判後1995年に施行。 旧両国の女性団体が結束して関与し、3か月以内の中絶は刑法の例外措置で合法とする法案が可決。だが連邦憲法裁判所により違憲判断が出され、中絶は基本的に違法であり、妊娠葛藤相談を受ければ違法であるが罰則はない、という位置づけに。施術は、相談から3日以降に可能。
2015年～	219aの医師の広告禁止をめぐって訴訟・219aが改正。 改正法の違憲判断答申中。

出所：上野 1993：189-200・1996：97-101、広渡 1996：213、水戸部 2008 他を参照し著者作成

3. ドイツの現在の妊娠中絶法制と東西統一時の経緯

219aの改正について記述する前に、統一後に適用となった現行の妊娠中絶法制について概観しておく。表で示したように統一前の両国の中絶法にはかなりの差があった。東独では1972年から妊娠12週以内の妊娠中絶は原則として合法化されていたが、西独では妊娠中絶を犯罪として捉え、一定の許容事由のある場合のみ、例外的に違法性がなくなり犯罪にならないというシステムをとっていた（広渡 1996：213）。東西統一に際し、両国で異なる妊娠中絶法制を1992年までに統一することになったが、連邦憲法裁判所の裁定を経て施行したのは1995年となる。

統一後の妊娠中絶法制は、東独同様に妊娠12週までの中絶が認められるようになったものの、妊娠中絶を犯罪として捉えて刑法の例外規定とした西独の位置づけが継承された。中絶は基本的には刑罰に値するものであり、一定の条件下でのみ認められる、ということになる⁽⁶⁾。さらに最終的には連邦憲法裁判所の裁定で、妊娠葛藤相談と呼ばれる事前カウンセリングが義務付けられた。中絶を検討する妊婦は、妊娠中絶を行う3日前までに法律で認可された相談所で、相談証明書を発行してもらわなければならない。

つまり、法により中絶が罪と定義されただけでなく、妊娠葛藤相談を施術の3日前までに受けることが義務付けられ、費用も負担することとなった「東の女性にとっては大幅な後退（上野 1996：101）」だったわけである。

4. 219aの一部改正と経緯

ドイツの妊娠中絶法制は刑法218条と219条にわたって定められている⁽⁷⁾。そして本稿で主に扱う219aは、医師による妊娠中絶の「広告宣伝の禁止（Werbeverbot）」が規定されている。女性医師クリスティーナ・ヘネル（Christina Hänel）は、医院のHPの記載がこの219aに抵触すると罰金を科されたことを不服とした訴訟を起こし、議論が沸き上がった。最終的には219aの微改正とともに避妊・中絶に関する情報のアクセスが改善されたが、ヘネルをはじめ女性団体等は「中途半端な（halbherzig）」改正と批判し、219aの撤廃と妊娠中絶法制の根本的な見直しを求める声が高まっている。以下に、本稿執筆時点（2021年7月）までの訴訟の経緯と論点等を記載する。

(1) 訴訟の概要——診療所のHPへの中絶の記載と罰金刑

ヘネルは自分の診療所のHPに中絶を行う旨を記載したことを理由に、ギーセン地方裁判所から最初の有罪判決（罰金刑）を受ける（Tagesspiegel 2021）。ヘネルのHPによれば、2015年に告訴され、2017年に裁判手続きが開始、2017年11月24日にギーセン地方裁判所で有罪判決を受け、2018年10月同裁判所によって異議申し立てが却下された、とある（Arztpraxis Kristina Hänel HPより）。

だが、抵触した219 aが2019年2月に微細な改正を行い、医師が中絶を行う事実のみを伝えるのは認められるようになった。それを受け、ヘネルはフランクフルトの高等地方裁判所に上告したが、ギーセン地方裁判所に差し戻され、2019年12月同裁判所で無罪判決が確定している⁽⁸⁾。その後、フランクフルトの高等地方裁判所に上告したが却下（Tagesspiegel 2021）、2021年2月にカールスルーエの連邦憲法裁判所に訴えた⁽⁹⁾。つまり本稿を執筆している段階で、改正した219 aは合憲性を問われている段階にある。

(2) 219aの争点

訴訟を契機に219aを巡る議論が噴出したが、争点は大きく3つに絞られよう。ひとつめはHPへの掲載は広告か情報提供かという点である。ヘネルは情報提供であると主張⁽¹⁰⁾し、女性団体とともに219 aの改正内容を批判している。ふたつめは医師によるインターネットを通じた情報提供が違法ならば、他の主体や手段を通じて十分に行われているか、不十分であれば誰がどのように行うべきかである。微改正の結果、医師会や相談施設等がHP等を通じて情報提供をし、医師は診療所等のページにそのリンクの掲載のみが認められるようになったが、ヘネルは当事者への詳しい情報提供は「『専門家（Fachleute）』がウェブサイト上でこれらの情報を公開することが許されている場合にのみ可能（Arztpraxis Kristina Hänel HP）」と主張している⁽¹¹⁾。三点目は議論の過程で言及があった219 aが1933年のナチス・ドイツ時代に制定された点である⁽¹²⁾。ドイツは戦後ナチズムの反省に真摯に向き合ってきた国であり、当時のことが再び繰り返されるような事項は到底受け入れられない。姫岡の言葉を借りればナチズムは「個人の意思を全面的に否定し、徹底した生殖の国家管理を行った（姫岡 2008：16）」時代である。219 aが当時制定された条項であったことは、改正のみならず、刑法として位置づけられている現在の妊娠中絶法制の根本的な見直しや撤廃を主張する側にとって大きな推進力となったのは間違いない。

(3) 219aの一部改正と妥協案

上記の議論を経て219aは一部改正された。野党のみならず連立与党の社会民主党からも同条の撤廃を求める声が大きかったが、2つの施策を抱き合わせた連立与党のキリスト教民主同盟の妥協案が通った（Deutscher Bundestag 2019a）。

① 219a 改正内容

同法の条文はほぼそのまま⁽¹³⁾に、医師および病院・施設が現在の妊娠中絶法制にのっとって中絶を行っていることに言及しても処罰の例外事項として、対象から

外れることとなった⁽¹⁴⁾。さらにその言及があるHP等に、中絶に関する連邦・州の当局、妊娠葛藤相談を認可された相談施設または医師会が提供する情報が掲載されたリンクの参照を促すことも可能となった。

②医師会による診療所リストの公開と更新

並行して、中絶を行うことを届け出た医師、病院、施設のリストを「連邦医師会(Bundesärztekammer)」が一元的に管理し、インターネットで公表することになった(Deutscher Bundestag 2019b)。リストは毎月更新され、連絡先等に加えて対応言語や対応できる手法(中絶薬処方が可能か手術のみか)が記されている⁽¹⁵⁾。このHPには、妊娠葛藤相談等のカウンセリングが受けられる場所の情報もリンクされている⁽¹⁶⁾。

③避妊ピルの保険適用年齢の拡大

改正に伴い、避妊ピルの保険適用年齢が20歳から22歳以下に拡大、つまり22歳までは自己負担なく避妊ピルの入手が可能となった。

5. 218条も含めた妊娠中絶法制全体を巡る議論の活発化

(1) 活発化の背景——4年に1度の大選挙とメルケル氏の引退

上述のように219aは改正されたが、ピルや医師会の対応を抱きあわせた与党キリスト教民主同盟による妥協案であり、219aの撤廃や妊娠中絶法制自体に疑問を投げかけた側の要求に応えたわけではない。ヘネルや女性団体は改正法を中途半端と批判し、本稿執筆時点では合憲性の判断を委ねている段階である。もし今後違憲判断が出れば、統一時の東独の「後退」を再び味わう恐れもある。

だが一方で、いまはチャンスでもある。ドイツは2021年に4年に1度の大選挙があり、16年間首相を務めたメルケルは引退を表明している。つまり、ドイツの女性運動側から見れば、ヘネルの訴訟を契機に妊娠中絶法制自体の見直しを選挙公約に盛り込むように各政党に要求する大きな分岐点であるともいえよう。SNS等も活用して多くの団体が妊娠中絶を巡る課題や見解を発信している。

(2) 女性団体等の具体的な活動

具体的にはどのような要求や運動がなされているのか。ここでは比較的活発に活動している3つの女性団体の動向を記述する。ひとつめは75年の法改正に影響を及ぼした女性運動「アクション218」で主導的な役割を担ったアリス・シュヴァルツァー(Alice Schwarzer)が編集長を務めるフェミニズム雑誌『Emma』の特集である。2018年9・10月号では過去の女性運動もふまえてヘネルの訴訟や現在の課題について記述がなされている。ふたつめは産科医の団体「Doctors for Choice」の活動である。ヘネルの訴訟を契機にした今回の法改正は、中絶を実際に提供する女性の医師から声があがったのが過去の女性運動と違う特徴ともいえよう。よってヘネルの主張に対する医師側の呼応として注目すべき団体と捉える。みつめはドイツ全土にネットワークがある妊娠葛藤相談を認可されている団体のひとつ「プロ・ファミリア(ProFamilia)」の動向である。プロ・ファミリアは妊娠葛藤相談だけではなく、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに広く関わる活動をしている。例えば学生への性教育の実施、移民・貧困支援等のプロジェ

クト展開やアンケート・インタビューをもとにした議会への提言活動である。つまりプロ・ファミリアは、避妊や性教育も含めたリプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点から、相談にくる女性の現状をふまえての発言やアクションを行っているのである。

本稿では上記の3団体に加え、2021年6月の雑誌『Stern』の記事も概観する。『Stern』は50年前に「アクション218」で「私たちは中絶した (Wir haben abgetrieben)」のタイトルを掲げ、中絶を経験した女性の顔写真を並べた表紙キャンペーンを行っている。再びこのテーマをとりあげた『Stern』が、過去の運動と現在の状況をいかにつなげて言及しているかも概観する。

①『Emma』2018年9・10月号

この号では20ページあまりにわたって特集が組まれている。表紙には「脅される医師たち、威嚇される女性たち (Es geht wieder los Abtreibung Bedrohte Ärzte! Eingeschüchterte Frauen!)」とあり、前半は医療者の現状との関係で、後半は当事者の女性を中心とした構成になっている。医療者を中心としたパートはヘネルを含む医師4人が登場する。医療的に適切な方法で女性の命を脅かさずに中絶を行う重要な役割を担いながら、中絶反対派から中傷等の攻撃を受けていること⁽¹⁷⁾、後継の医師だけでなく、多くの町では中絶を行う医師がひとりもないこと⁽¹⁸⁾、そして大学では教えない中絶手法をパイパイで体験する医学生が始めたワークショップの紹介である。

後半はまず妊娠葛藤相談を行っているプロ・ファミリアのフランクフルト相談所のインタビューがある。インタビューでは相談所の前で行われる中絶反対派の抗議行動や、移民や難民の背景をもつ女性からの相談の課題、とくに若年層では妊娠の予備知識がないといった現状が語られる。その他に、YouTubeのインフルエンサーによる母性の強調が若年層に与える影響への懸念、中絶経験者の記述、中絶が禁止されている隣国ポーランドからの女性を受け入れている状況⁽¹⁹⁾、最後に生物学での命の始まりはいつかの議論についての記事が連なる。

②産科医の団体「Doctors for Choice」

先の『Emma』で紹介されたパイパイ・ワークショップを実施していたアリシア・バイエー (Alicia Baier) が代表となり、2019年に立ち上がった (Doctors for Choice HP)。妊娠中絶に関わる活動の柱は大きく4つある。医学教育の改善、全国的な妊娠中絶へのアクセス改善、情報を得る権利、費用負担の軽減である⁽²⁰⁾。団体は2021年6月15日に妊娠中絶をテーマに専門家によるオンラインのパネルディスカッションを開催した⁽²¹⁾。パネルではまず法学の教授から現在の妊娠中絶法制に至るまでの経緯とヘネルの裁判の争点について説明があったあと、産科医や妊娠葛藤相談を行う現場からの見解、ポーランドやハンガリーで妊娠中絶法制が強化された状況等が共有されている (Doctors for Choice Germany e.V. 2021b)。またこの団体は、オンラインと電話によるカウンセリングで中絶薬を処方するプロジェクトを支援している。地域によっては中絶を行う施設が少ないこと、COVID-19によりこのような地域でのアクセスがさらに悪化しているのを理由にあげている (Doctors for Choice Germany e.V. 2021a)。

③プロ・ファミリア

妊娠葛藤相談が認可されたドイツ全土にわたって展開している団体である。だが、妊娠葛藤相談は事業のひとつであり、団体は性教育等リプロダクティブ・ヘルス／ライトに関する幅広い活動を行い、調査やプロジェクトを通じて政局への提言も行っている。

プロ・ファミリアは妊娠中絶法制の脱刑法を支持し、219aの改正を中途半端と非難すると同時に、連邦政府がやるべきことは刑法219aの撤廃のみと強く要求している(ProFamilia 2018)。理由として、医師がHPに掲載する情報は広告ではない、カウンセリングの経験から国のウェブサイトや中央の連絡先リストには中絶を決意した女性にとって不可欠な情報がない⁽²²⁾、中絶後の心理的影響については十分な研究があるので新たに必要なく今回の争点である中絶に関する情報を得る権利とは何の関係もない⁽²³⁾、そして、219aがある限り医師が犯罪者になるだけでなく社会において中絶がタブー視される等の影響がある⁽²⁴⁾と訴えている。

④『Stern』

上記のような課題や争点をすべて網羅するような形で、雑誌『Stern』が中絶をテーマに50年前と同じタイトルで特集を組んだ。内容は、ヘネルやバイエーなど中絶を巡る女性運動に関わる人物のインタビュー、中絶した女性たちの体験談そして50年前に女性運動を牽引したアリス・シュヴァルツァーのインタビューである。さらに特集のあとにもジェンダー平等関連の記事が続く。具体的には、50年前と比べての賃金・家事の負担の男女差、経済や政治の場のジェンダーギャップへの言及、日々危険と隣り合わせのアフガニスタンの女性市長のレポート、最近のジェンダーに関する用語の特集、男性主流の医学会⁽²⁵⁾等である(写真)。

写真 Stern 1971年6月6日号の表紙(左)と50年後の2021年6月2日号の表紙(右)



出所: Digital Deutsches Frauenarchiv "aktion-218," Stern/ Verlag Gruner + Jahr 2021

6. ICTが浮き彫りにしたドイツの妊娠中絶を巡る課題

ここまでヘネルの訴訟からドイツの妊娠中絶法制の改正とその背景、および女性運動の動向について記述してきた。あらためて今回の妊娠中絶に関わる議論にICTがどのようなインパクトを与えたかという視点で振り返ってみたい。

(1) 医師（専門家）によるICTの情報発信

始まりはヘネルの診療所のHPの中絶の記載が、禁止されている医師の広告か情報提供かという議論であった。当然のことながら診療所がHPをもつという事象は50年前にはなかったため、ICTの発展によって妊娠中絶法制と現状に矛盾が生まれた帰結と解釈できる。

だが、改正によって問題は解決しただろうか。HPに中絶を行うのを記載できるようにはなったが、詳細については医師会等への別団体のサイトへのリンクを貼って対応することになった。つまり医師は自身のWebで妊娠葛藤相談等の中絶の法的な手続きのみならず、中絶を希望する場合に自身のクリニックではいかなる流れで進むのか、対応等や手法の選択肢があるかを掲載することはできない。ヘネルは、「当事者に詳しく情報を提供し、説明することが医療上の義務である」「専門家がウェブサイト上でこれらの情報を公開することが許されている場合のみ可能」と、女性団体とともに219aに対して激しく抗議を行い、憲法裁判にかけている。つまりICT化によってなされた女性医師の発信と抗議が、妊娠中絶法制の一部改正につながり、いまま揺さぶりをかけている。

(2) SNSを通じたネットワークの拡大

女性医師ヘネルの訴えは、2つの立場から発せられたと解釈できよう。ひとつは医療の専門家として情報発信ができないもどかしさ、もうひとつは当事者の女性の立場にたった適切な情報が発信されているかの疑問である。医療者としての課題に連なったムーブメントの代表が「Doctors for Choice」である。中絶に関する医療者向け教育の不足や中絶ができる医師の減少といった現状の課題とも結びつけて、妊娠中絶法制が実態に即しているか疑問を投げかける。そしてヘネルの当事者の立場にたった疑問は、シュヴァルツァーやプロ・ファミリアのように長年活動している女性運動と団結した。ヘネルの訴えを過去の妊娠中絶法制の変遷の延長線にとらえ、妊娠葛藤相談で訪れる女性たちの実状や課題を示し、ヘネルへと連なっていく。かつては『Stern』が取り上げたような中絶の体験談を、当事者自身がネット上で共有できるようになったのも大きな変化といえよう。

(3) 過去と未来のつながり——統一時の「リベンジ」と世代を超えたネットワーク

219aの改正は、2つの点で過去と大きなつながりがある。ひとつは旧東側から見たときの統一時の振り返り、そしてナチズムの反省との関わりである。特に前者は同法が刑法に特徴づけられている弊害に議論が集約しているように見える。ヘネルはネッ

ト上で中傷を受けており (Doctors for Choice Germany e.V. 2021c)、プロ・ファミリアも医師の行為が犯罪扱いされること、中絶がタブー視されることを 219a の撤廃の理由にあげている。中絶は罪であるという法的前提がある限り、当事者は違法行為をしているという法的脅迫を受ける⁽²⁶⁾ということであろう。統一時の経緯を考えると、東独側の女性たちが味わった悔しさを繰り返すまいという強い意思が感じられなくもない。

そしてヘネルが受けているような中傷に対して連名で法的手段に訴えたり、政治家に質問や要求するのも、ネットワークの効果といえよう。「Doctors for Choice」はこのような活動に積極的に取り組み、HP等で発信としている。これまでの女性運動とネットが得意な世代のネットワークもできた、とは言い過ぎであろうか。

(4) コロナ禍の影響：オンライン診療の推進と中絶薬の処方

さらに、コロナ禍の影響も今後出そうである。接触を控えなければいけない状況では、オンライン診療での薬剤による中絶が広がる可能性がある。だが、現行の3日前の妊娠葛藤相談が義務付けられているプロセスは中絶へのアクセスの障害にならないだろうか。現在「Doctors for Choice」が支援している団体は、妊娠中絶法制に沿って厳格に実施しているが、医師がひとりもない地域がある状況をふまえると、オンライン診療の広まりは今後妊娠中絶法制のさらなる見直しが加速化する要因になるかもしれない。

7. まとめ——ICTによってもたらされたプロ・チョイスの「変質」と課題

最後に、女性の妊娠中絶の自己決定を支持するプロ・チョイスの議論がICTによってどのような影響を受けたかを考察したい。

(1) 中絶の「選択」からリプロダクティブ・ヘルス／ライツの多様な選択肢の提示へ

まず、今回の 219a を巡っては、専門家の情報提供のあり方や、当事者の情報を得る権利に焦点があたったことに注目したい。中絶を選択する前に、どのような選択肢があるかの情報が不足しているという指摘である。さらにプロ・ファミリアは医師会が公開する内容は当事者にとって不十分であると批判し、医師が減少し、ひとりもない地域もあることを危惧している。つまりは中絶の選択というよりは、選択ができない、選択肢が少ないという多様な選択肢の不足が問題なのである。あえて表現するなら「Pro (choice) Options」ではないだろうか⁽²⁷⁾。さらにこの選択肢の多様性はリプロダクティブ・ヘルス／ライツ全体をみすえたものに変質したとも解釈できる⁽²⁸⁾。219a の改正は避妊ピルの保険適用年齢拡大という妥協を伴って成立したからである。

(2) プロ・ライフとの対立からの脱却

プロ・チョイスが中絶だけでなくリプロダクティブ・ヘルス／ライツの範疇での選択肢の多様性を支持する概念に変質しているならば、それは胎児の生命の尊重を掲げるプロ・ライフと対立するのかという疑問が生じる。山根は、法学において「女性の

権利」の主張は「胎児の権利」と対立せざるを得ないものと解釈されて解決困難な問題として中絶が扱われているが、対立図式が生じたことはフェミニズムにとっては意図しないねじれで、フェミニズムの権利要求の宛名は国家の墮胎罪の規定や女性に子供を産むことを強要する家父長制への抵抗（山根 2004：3）と述べている。選択肢の多様性を支持する概念への変質で、プロ・チョイスはねじれから脱け出し、本来の抵抗の相手に要求をつきつけることになるのだろうか。

(3) 選択肢を決めるのは誰か——SNS時代のメディア・医学会・情報科学分野

本稿執筆に際し、これまで収集した記事やHP・SNS・雑誌等を改めて見直したが、『Emma』と『Stern』に掲載された人物が何度も出てくるのを発見した。現在と過去の女性運動をつなげるのに両誌が果たした役割は大きいといえる。マスメディアはICT化の波の中で、過去と現在をつなぎ、女性たちの歴史「Her story」を紡ぐ責務を担っていく予感がする。それだけでなく、未来の方向性も示せるかもしれない。『Stern』には中絶の特集の他に男性主流の医学会の記事がある。219aの改正で医師会が中絶を行う医院のリストを公表することとなったが、医学会が男性主導であるなら、このリストは男性主導でつくられた中絶の選択肢といえないか。女性にしか起こらない妊娠を継続するか否かの選択肢が男性主導の枠組みで決定されてよいのだろうか。『Stern』の記事は、妊娠中絶法制の改正が女性に有利に運んだとしても、その先には男性優位な医学会の抵抗が待ち受けると暗に示しているのかもしれない。

(4) ICTによる女性のエンパワメントの可能性

ドイツの動向からリプロダクティブ・ヘルス／ライツにおいてもICTは大きな影響を与えていることが確認できた。国連持続可能な開発目標（SDGs）5.bにはICTの活用による女性のエンパワメントの推進が記されている。ICTも医療も男性が主導的な立場を占める分野で、ジェンダーの視点でメスを入れるのはかなりの挑戦かもしれない。だが、両者がタッグを組めればジェンダー平等が大きく前進するのは間違いないだろう。

[追記]

2021年12月に社会民主党が主導する新しい連立政権が発足した。公約となる連立協定には、219aの撤廃、および妊娠中絶法制の脱刑法を検討する委員会の開催が明記されている。

[付記]

本研究は東京大学 Beyond AI 研究推進機構、JSPS 科研費 JP18K18301、JP20H04449 の助成を受けた研究成果の一部である。

■註

- (1) 特にアメリカでは、妊娠初期の女性の中絶の選択の権利に合憲性が認められたロウ判決以降、胎児の生命の尊重を掲げるプロ・ライフ派と中絶の自由を求めるプロ・チョイス派の

間の激しい政治的対立がうみだされている（荻野 2014：29-30）。

- (2) 第5次男女共同参画基本計画用語集の「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の項目で、中絶について北京行動綱領（総理府仮訳）のURLへの参照を促す以下の記載がある（内閣府男女共同参画局 2020：156）。

なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない」とされている。定義の詳細については、第4回世界女性会議行動綱領（1995）のパラグラフ94、95、106（k）を参照。
URL:https://www.gender.go.jp/international/int_norm/int_4th_kodo/index.html
- (3) 「ナチ期は生殖が人種政策に取り込まれた時代」（水戸部 2008：249）『「産ませる産ませないは国家が決める』というもので、個人の意思を全面的に否定し、徹底した生殖の国家管理を行った。その選別基準となったのが、民族衛生学（優生学）的な観点と人種主義である」（姫岡 2008：16）。
- (4) 東西統一時に家族と女性に関する3つの分野の法律整備が進められた。ひとつめは男女の同権化のための立法、ふたつめは家族と職業の調和、そして妊娠中絶法制の統一である（広渡 1996：187）。
- (5) 正確には、すでに子どもが5人以上いる場合、または第3子の出産から15か月たないうちに第4子を授かった場合（水戸部 2008：254）。
- (6) 刑法の例外措置となるのは、妊娠葛藤相談による中絶に加えて、医学的適用、犯罪適用の3つである。医学的適用は妊婦の身体的・心的健康状態を理由とする。犯罪適用はDVや強姦などによる妊娠を念頭においている。なお、胎児適応は障がい者への差別にあたるとして1995年に削除された（小椋 2020：26）。
- (7) 218条は人工妊娠中絶の一般禁止を規定し、219条は緊急状況及び葛藤状況における妊婦への助言について規定する。本稿で扱う219aは医師の人工妊娠中絶の広告宣伝についての規定である（林 2016：1）。
- (8) 地方裁判所は2019年12月の新しい判決で、「矛盾した」法律を批判するとともに、ヘネルの罰金を3500ユーロから2500ユーロに減らした（Tagesspiegel 2021）。
- (9) ヘネルはHPでも高等裁判所への上告が却下された場合は連邦憲法裁判所に訴え、基本法との適合性を問うと宣言している（Arztpraxis Kristina Hänel HP）。
- (10) 私は、当事者に詳しく説明をし、情報を提供することが医療上の義務だと考えている。この情報は中絶に関するものでもある。詳細な情報を得ることは、当事者の権利であるとも考えている。これは、専門家がウェブサイト上でこれらの情報を公開することが許されている場合にのみ可能である。219aがこれを阻止している（Arztpraxis Kristina Hänel HP 著者訳）。
- (11) 保健大臣のイエンス・シュパーンも、ピルの適用年齢拡大と「妥協」と発言している。「Ich halte das im Rahmen des gefundenen Kompromisses für eine gute Ergänzung」（Süddeutsche Zeitung 2019a）
- (12) 例えばWelt紙は「妊娠中絶の219aはナチス時代の遺物」と219aの廃止を支持する社会民主党のハイコ・マース法務大臣の発言を報じている（Welt 2017）。
- (13) Schrift（著作物）をInhalt（内容）にし、インターネットの内容も範囲に含めるように変更。
- (14) 具体的には例外事項に219a（4）を追加した。（BMJV Gesetze im Internet 参照）
- (15) 医師会の該当するHPには、郵便番号や地名で検索できるサイトもある。健康教育連邦中央機関（Bundeszentrale für gesundheitliche Aufklärung）では医師会のリストとともに、中絶に関する基本的な事柄や電話（オンライン）相談先の情報も提供している。
- (16) 健康教育連邦中央機関（Bundeszentrale für gesundheitliche Aufklärung）の提供。

- (17) ヘネルは「中絶医師」と侮辱を受けたり、ナチズムのホロコーストとかけた「ベビーコースト」と銘打ったインターネットサイトで揶揄されている。「Doctors for Choice」をはじめとした連名は、そのサイト作成者を名誉棄損で訴えている (Doctors for Choice Germany e.V. 2021c)。
- (18) 2003年以降、2,000から1,200へと40%も減少している。また、トリアやハムなどの大都市でも医師がいないことが報じられた (Rundfunk Berlin-Brandenburg 2018)。
- (19) 東独で中絶が合法化されたのは、同時期の1972年にポーランドへのビザなし渡航が可能となり、同国への中絶ツアー激増が憂慮されたのもある。現在は妊娠中絶法制が強化されたポーランドからベルリンに中絶を受けにやってくる真逆の状況が生まれている。
- (20) HPトップページの項目を著者が内容を踏まえて意識した。なお、本稿執筆中に日本では厚生労働省から吸引法の周知依頼が出たが、ドイツの状況を鑑みると医学生が研修で吸引法を学んでいるか疑問を抱く (朝日新聞 2021)。
- (21) このイベントを拡大した内容の会議が同年8月27日・28日にも開催され、最終宣言 (Abschlusserklärung) で、脱刑法化を強く訴えた。両イベントに登壇したフンボルト大学のLembke教授がサイト「Fachkongress „150 Jahre § 218 Strafgesetzbuch“」を作成している (Lembke)。
- (22) 具体的には中絶の手法・手順、中絶に対する診療所やクリニックの態度等が情報として不可欠と挙げている。
- (23) 中絶の後遺症候群は、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの自己決定の反対派によって生み出されたもので、中絶に関する情報を得る権利とは何の関係もない、と激しく非難している。
- (24) プロ・ファミリアが219aを廃止しない場合の影響としてリストアップしているのは以下。医師が犯罪者になる／社会において中絶がタブー視される／疑わしい根本的な女性像がある (例：薬による中絶の提供を可視化することで、中絶の需要が発生するとの指摘)／(若い)医師が中絶を行うのをためらう傾向がある／全国的に中絶の提供が保証されなくなっている。
- (25) ドイツでは、生物学的・医療的な調査が男性主導で男性の被験者を対象にして行われてきた「男性性の医療 (Männliche Medizin)」に対して、2001年から非難が強まっていた。当時政権を担っていた社会民主党・緑の党から出たレポートで、女性の死因の半数以上は心臓循環器疾患であるのに研究およびメディカルケアにおいて注視されてこなかったと指摘があり、2014年には関連研究機関がジェンダーバイアスへの配慮の重要性を強調している (Karsch 2016 : 178-179)。
- (26) 1993年の連邦憲法裁判所の判決を上野は「中絶する女性が、違法行為であるという法的脅迫と、カウンセリングという社会的・道徳的圧迫を受けることを意味している」と評している (上野 1993 : 197)。
- (27) ICT化で浮き出る選択肢は国や社会によって差異があるだろう。日本でも避妊手段の多様化や緊急避妊薬を巡ってネット上で議論が交わされている。別の機会に考察を試みる。
- (28) 「自由な妊娠中絶のためだけに私たちはたたかっているのではなく、避妊をひろく普及させるためにもたたかっているのです。そうすれば妊娠中絶の役割も小さいものになるでしょう。(1972年のポーヴォワールとのインタビュー)」(シュヴァルツァー 1994 : 66)

■参考文献 (URLの最終アクセス日はすべて2021年8月31日)

朝日新聞、2021、「妊娠中絶の場合は『吸引法』を厚労省が学会に周知依頼」2021年7月8日
<https://www.asahi.com/articles/ASP785S2YP78ULBJ009.html>

上野千鶴子・田中美由紀・前みち子、1993、『ドイツの見えない壁—女が問い直す統一—』岩

波書店

上野千鶴子、1996、『うわの空 ドイツその日暮らし』朝日新聞社

荻野美穂、1994、『生殖の政治学 フェミニズムとバース・コントロール』山川出版社

——、2014、『女のからだ フェミニズム以降』岩波書店

小椋宗一郎、2020、『生命をめぐる葛藤——ドイツ生命倫理における妊娠中絶、生殖医療と出生前診断』生活書院

シュヴァルツァー、アリス（＝福井美津子訳）、1994、『ボーヴォワールは語る —「第二の性」その後』平凡社

内閣府男女共同参画局、2020、『第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～』内閣府男女共同参画局

林弘正、2016、「障害を理由とする人工妊娠中絶についての刑事法的一考察」武蔵野大学政治経済研究所年報、武蔵野大学政治経済研究所年報（12）、1-41、武蔵野大学政治経済研究所 2016

<https://ci.nii.ac.jp/naid/40020773461/>

姫岡とし子、2008、「ナチズムと人口管理」『学術の動向』2008.4

https://www.jstage.jst.go.jp/article/tits1996/13/4/13_4_16/_pdf

広渡清吾、1996、「婚姻・家族の変容と同権化—フェミニズムの挑戦—」坂井榮太郎・保坂一夫（編）『ヨーロッパ＝ドイツへの道—統一ドイツの現状と課題—』東京大学出版会

水戸部由枝、2008、「私のおなかには社会のもの？」川越修・辻英史『社会国家を生きる 20世紀ドイツにおける国家・共同性・個人』法政大学出版局

山根純佳、2004、『産む産まないは女の権利か フェミニズムとリベラリズム』勁草書房

Arztpraxis Kristina Hänel (医師 Kristina Hänel の医院の HP)

https://www.kristinahaenel.de/page_start.php

Bundesärztekammer “Liste von Ärztinnen und Ärzten, Krankenhäusern und medizinischen Einrichtungen nach § 13 Abs. 3 Schwangerschaftskonfliktgesetz” (ドイツ連邦医師会 妊娠葛藤相談法に基づく医師、病院、医療施設のリスト)

<https://www.bundesaerztekammer.de/aerzte/versorgung/schwangerschaftsabbruch/>

——、上記リストが郵便番号や地名で検索できるサイト

<https://liste.bundesaerztekammer.de/suche>

Bundesministerium der Justiz und für Verbraucherschutz (BMJV) “Strafgesetzbuch (StGB) § 219a Werbung für den Abbruch der Schwangerschaft” *Gesetze im Internet* (連邦司法消費者保護省がインターネットで提供している法辞典内の刑法 219a 条)

https://www.gesetze-im-internet.de/stgb/_219a.html

Bundeszentrale für gesundheitliche Aufklärung “Schwangerschaftsabbruch – Informationen nach § 13a Abs. 1 SchKG Liste von Ärztinnen und Ärzten, Kliniken und Einrichtungen” (健康教育連邦中央機関人工妊娠中絶 – § 13a パラグラフ 1 に基づく情報 医師、診療所、施設のリスト)

<https://www.familienplanung.de/schwangerschaftskonflikt/schwangerschaftsabbruch/schwangerschaftsabbruch-praxen-kliniken-einrichtungen/>

——，“Beratung & Hilfen” (健康教育連邦中央機関 カウンセリングと支援)

<https://www.familienplanung.de/beratung/>

Deutscher Bundestag 2019a Bundestag stimmt für Neu-fassung des Paragraphen 219a des Strafgesetzbuches (ドイツ連邦議会 連邦議会が刑法第 219a 条の改定案を議決)

<https://www.bundestag.de/dokumente/textarchiv/2019/kw08-de-schwangerschaftsabbruch-do-594758>

- , 2019b “Gesetzentwurf der Fraktionen der CDU/CSU und SPD Entwurf eines Gesetzes zur Verbesserung der Information über einen Schwangerschaftsabbruch” *Deutscher Bundestag Drucksache 19/7693 19. Wahlperiode* 12.02.2019 (ドイツ連邦議会 連立与党 CDU/CSU/SPD による中絶にかかわる情報改善を目的とした法律案)
<https://dserver.bundestag.de/btd/19/076/1907693.pdf>
- Digital Deutsches Frauenarchiv (DDF), “aktion-218” (デジタル女性アーカイブ アクション 218)
<https://www.digitales-deutsches-frauenarchiv.de/akteurinnen/aktion-218>
- Doctors for Choice Germany e.V., HP
<https://doctorsforchoice.de/>
- , “Wer wir sind” (団体の自己紹介)
<https://doctorsforchoice.de/ueber/wer-wir-sind/>
- , 2021a, “Medikamentöser Schwangerschaftsabbruch zuhause – aber nicht alleine”
Aktuelles 11. Januar 2021 (最新ニュース 薬による中絶を自宅で—でも一人ではなく)
https://doctorsforchoice.de/2021/01/abbruch_zuhause/
- , 2021b, “Veranstaltungseinladung: Expert*innen-Panel zum Schwangerschaftsabbruch”
Aktuelles 7. Mai 2021 (最新ニュース イベント案内: 中絶に関する専門家パネル)
<https://doctorsforchoice.de/2021/05/panel-zum-schwangerschaftsabbruch/>
- , 2021c, “Doctors for Choice geht gerichtlich gegen Abtreibungsgegner Annen vor”
Aktuelles, Pressemitteilung 7. Juni 2021 (最新ニュース プレスリリース: Doctors for Choice が中絶に敵対する Annen を訴訟)
<https://doctorsforchoice.de/2021/06/prozess-gegen-annen/>
- Emma, 2018, “Abtreibung bedroht Ärzte, eingeschüchterte Frauen!” *Emma das politische Magazin von Frauen* September/October 2018 Nr.5–18(340) : 52–75
- Gruner+Jahr, STERN, 2021 “Wir haben abgetrieben”: 50 Jahre nach Erscheinen des Titels zieht der STERN Bilanz, 02.06.2021–11:27 na · news aktuelle
<https://www.presseportal.de/pm/6329/4931061>
- Karsch, Margret, 2016, *Feminismus Geschichte-Positionen 1*, Bundeszentrale für politische Bildung
- Lembke, Ulrike *Fachkongress „150 Jahre§218 Strafgesetzbuch“* Humboldt Universität zu Berlin Juristische Fakultät
<https://www.150jahre218.de/>
- ProFamilia, 2018, “Nur eine Streichung des Paragraphen 219a StGB schützt Ärzt*innen vor Kriminalisierung pro familia lehnt den halbherzigen Vorschlag der Bundesregierung ab”
pro Familia presse 13. Dezember 2018
(プロ・ファミリア 医師を犯罪から守るのは、刑法 219a 条の削除のみ プロ・ファミリアは連邦政府の中途半端な提案を拒否する 2018年12月13日プレスリリース)
https://www.profamilia.de/fileadmin/profamilia/pressemitteilungen/pm_pro_familia_lehnt_Regierungsvorschlag_zum__219a_ab_2018-12-13.pdf
- Rundfunk Berlin-Brandenburg, 2018, “rbb-exklusiv: Immer weniger Ärzte führen Abtreibungen durch Bundesärztekammer klagt über zunehmenden Druck von Abtreibungsgegnern” 23.08.2018–11:32 (ベルリン＝ブランデンブルク放送 特集: 中絶を行う医師が減っている ドイツ医師会が中絶反対派による圧力の高まりを訴える)
<https://www.presseportal.de/pm/51580/4042106>
- Süddeutsche Zeitung, 2019a, “Pille soll künftig bis zum 22. Lebensjahr bezahlt werden” 28. Januar 2019, 20:05 Uhr (南ドイツ新聞 避妊ピルが22歳まで支払われることに)

<https://www.sueddeutsche.de/leben/gesellschaft-pille-soll-kuenftig-bis-zum-22-lebensjahr-bezahlt-werden-dpa.urn-newsml-dpa-com-20090101-190128-99-757875>

——, 2019b, “Darum geht es beim 219a-Kompromiss” 21. Februar 2019, 11:25 Uhr (南ドイツ新聞記事 219aの妥協について)

<https://www.sueddeutsche.de/politik/abtreibung-219a-gesetzentwurf-bundestag-1.4339500>
Tagesspiegel, 2021, “Kristina Hänel zieht nach Verurteilung vor Bundesverfassungsgericht” 19.02.2021, 20:57 Uhr (ターゲスシュピーゲル紙 クリスティーナ・ヘネル氏、有罪判決を受けて連邦憲法裁判所へ)

<https://www.tagesspiegel.de/gesellschaft/panorama/aerztin-informierte-ueber-abtreibung-kristina-haenel-zieht-nach-verurteilung-vor-bundesverfassungsgericht/26934304.html>

Welt, 2017, “Abtreibungsparagraf 219a ist ein Relikt aus der Nazi-Zeit” Veröffentlicht am 01.12.2017 (Welt 紙 中絶の219a項はナチスの遺物で廃止すべき)

<https://www.welt.de/politik/deutschland/article171160258/Abtreibungsparagraf-219a-ist-ein-Relikt-aus-der-Nazi-Zeit.html>